

[国際法から見たロシアによるウクライナ侵攻 ⑤]

現代国際法上におけるベラルーシの地位（「中立国」と「非交戦国」）

2022年3月18日現在、ロシアによるウクライナへの侵攻が続いているが、隣国のベラルーシは、同国領域内で演習を実施していたロシア軍部隊がウクライナ領内に侵入したことをもって、当初から侵攻に関与したとされている¹。米国、欧州諸国はロシア及びベラルーシに対する経済制裁等を行い²、日本政府はルカシェンコ大統領の資産凍結等制裁を実施する旨発表している³。現在、ロシアとウクライナ以外の国々は戦闘行為に直接参加することなく物資の提供やロシアへの経済制裁といった支援を行っているが、これは伝統的な中立法規には反する行為のように見える。本コラムでは、現代の国際法における「中立」について考察する。



（ロシア軍がベラルーシ領域を含む三方からウクライナに侵攻したとされる。）

出所：防衛省ホームページ

（ロシア軍によるウクライナ侵略の状況（令和4年3月18日時点））

伝統的な戦時国際法では、交戦国を平等に扱う戦争観の下、中立（neutrality）とは国家間に戦争状態が生じた際、その戦争に参加しない国が、交戦国双方に対して公平な態度をとるといふ国家の法的地位を意味し、交戦国とその他の国、すなわち中立国との間において中立法規が適用されることとなる。中立国は、交戦国に対して義務を負うこととされており、その義務は一般に次の3種類に分類される。第1は避止義務であり、交戦国に対する戦争

遂行に寄与する支援、すなわち軍隊、軍用航空機、兵器、弾薬等の供与を慎まなければならない（陸戦中立条約（1907）第7条）。第2は黙認義務であり、中立国は交戦国が戦時国際法で許容される行動をとったことによる不利益を一定の範囲内で黙認しなければならない、例えば中立国商船に対する戦時禁制品の臨検、拿捕等である（パリ宣言（1856）第2）。第3は防止義務であり、中立国はその領域が交戦国の軍事目的に利用されることを防止しなければならない。例えば交戦国の軍隊や輸送部隊による中立国領域の通過（陸戦中立条約（1907）第2条）、交戦国のための戦闘部隊の編成等を武力を用いてでも防止する義務である（陸戦中立条約（1907）第10条）。

他方、現代の国際法では、国連による集団安全保障制度が発展し、すべての加盟国は、「国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」とされている（国連憲章2条4項）。そして、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）が「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定」（国連憲章39条）した上で、国際社会が行動を決定するという制度となっている。したがって、国連憲章39条により「平和の破壊」等の存在が認定され、安保理による強制措置の決定が行われれば加盟国はこれに拘束されることとなり、例えば国連憲章41条の非軍事的強制措置（いわゆる経済制裁等）の決定が行われれば、憲章上の義務として忠実にこれを実施することとなる。このことは、伝統的な中立法規の下での中立国の義務、特に交戦国を支援しないという避止義務と相容れないと考えられるものの、国連憲章成立以降は、伝統的な国際法の下での戦時国際法が現代の国際法において「そのまま」適用される余地はないとされる⁴。また、今回のロシアに対してのように、常任理事国が拒否権を行使し、安保理による平和の破壊等の認定が行われない場合であっても、第三国は集団的自衛権を行使し、侵害を受けた国への武力支援のみならず、兵器や弾薬の提供等を含む武力の行使には当たらない支援も認められる。このような第三国の地位は、避止義務を負う中立制度の下での中立国との地位とは異なり⁵、武力紛争当事国である交戦国でも中立国でもなく、武力紛争当事国ではない非交戦国（non-belligerent）となる。

それゆえ、伝統的な戦時国際法においては、武力紛争当事国である「（敵、味方）交戦国」と「中立国」という地位のみが存在していたが、現代においては交戦国のほかに伝統的な中立国である「中立を維持する非交戦国」と「中立を維持しない非交戦国」という立場が発生する。日米欧諸国とベラルーシはともに、この「中立を維持しない非交戦国」という立場に位置付けられる。このように日米欧諸国とベラルーシは、国際法上同じ立場ではあるものの、ロシアによるウクライナ侵攻は国際法に反する侵略行為であり、ベラルーシは当該行為を行うロシア軍による自国領域の使用を容認しているため、侵略行為を行っていると評価されることになる⁶。そのため、ベラルーシは、国際社会から国際法違反との批判を受けることとなる。

(海上自衛隊幹部学校 作戦法規研究室 長谷川 和浩)

(本コラムに示された見解は、幹部学校における研究の一環として発表する執筆者個人の
ものであり、防衛省または海上自衛隊の見解を表すものではありません。)

-
- ¹ “*Ukrainian intel suggests Belarus is prepared to join Russian invasion and US suspends operations at embassy*,” CNN, Feb 28, 2022,
<https://edition.cnn.com/2022/02/28/politics/belarus-ukrainian-invasion-american-embassy-suspended/index.html>;
“*Analysis: All roads lead to Belarus — the origin of the 40+ mile long Russian convoy near Kyiv*,” CNN, Feb 28, 2022,
<https://edition.cnn.com/europe/live-news/ukraine-russia-news-02-28-22/index.html>;
「ミサイル160発、首都制圧狙う ロシア軍侵攻3方向、137人死亡—チェルノブイリ掌握・ウクライナ」jiji.com、2022年2月25日、
<https://www.jiji.com/sp/article?k=2022022500292&g=int>。
- ² 「米、ロシアに追加制裁 ベラルーシにもハイテク輸出規制」日経新聞、2022年3月3日、
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN02FIO0S2A300C2000000/>;
「EU、対ロシア制裁を拡大 ベラルーシにも」日経新聞、2022年3月9日、
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR09CE80Z00C22A3000000/>。
- ³ 「政府、ベラルーシに制裁 大統領らの「資産凍結」」テレ朝 news、2022年3月3日、
https://news.tv-asahi.co.jp/news_economy/articles/000246715.html。
- ⁴ 第104回国会衆議院予算委員会議録第20号、外務省小和田条約局長答弁、1986年3月8日、31-32頁。
- ⁵ 小松一郎著「実践国際法」信山社、2011年、448頁。
- ⁶ UN GA Res 29/3314, 14 DEC 1974, para. 3(f),
侵略の定義に関する決議の第3条(f)において、「第三国への侵略のための他国による自国領域使用の容認」は侵略の具体的行為に含まれる。